

建築協定だより・神戸

第7号

1993年10月

発行 神戸市建築協定地区連絡協議会

(神戸市中央区加納町6丁目5番1号)
神戸市住宅局建築部住宅環境課内
電話 (078)331-8181 内線5115

第四回神戸市建築協定地区 連絡協議会総会報告

神戸市建築協定地区連絡協議会の開催、会報紙「建築協定だより・神戸」の発行状況、「建築協定の手引き」の発行、各建築協定地区へのアンケート調査の実施、「建築協定の手引き(第三回総会時点では建築協定マニュアルとして提案)」、平成四年度の会計決算について、松尾会計から報告がありました。

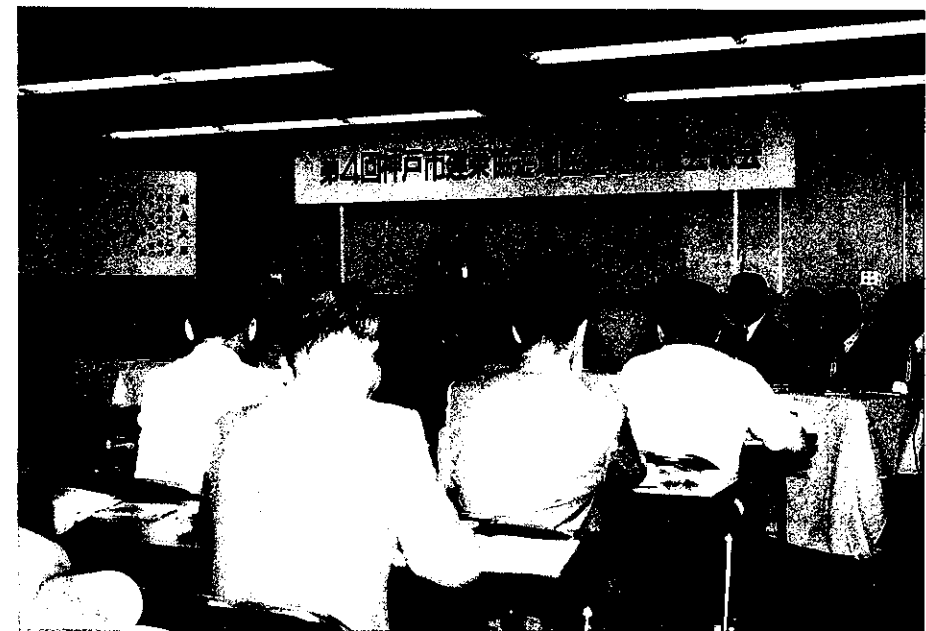
このあと日生鈴蘭台ニュータウン第二地区の中土井委員長を議長に選出し、議事には入りませんでした。
事業報告が、向井副会長からなされ、運営委員長研修会の開催、建築協定地区間交流の開催、

収入額は、一、五三三、一八円、支出額は、一、五〇七、七二四円であり、差引残額の七、四〇九円は次年度へ繰り越します。

平成五年度の活動方針及び事業計画(案)について藤元副会長から「建築協定制度の有効な活用をはかるため、各運営委員会相互の連携をはかり、情報交換を行うとともに法令等の研究会の開催や広報活動等共通する諸問題を調査・研究し、その成果を実践する。」という従来の協議会の方針と

平成五年度の活動方針及び事業計画(案)について藤元副会長から「建築協定制度の有効な活用をはかるため、各運営委員会相互の連携をはかり、情報交換を行うとともに法令等の研究会の開催や広報活動等共通する諸問題を調査・研究し、その成果を実践する。」という従来の協議会の方針と

平成五年度の活動方針及び事業計画(案)について藤元副会長から「建築協定制度の有効な活用をはかるため、各運営委員会相互の連携をはかり、情報交換を行うとともに法令等の研究会の開催や広報活動等共通する諸問題を調査・研究し、その成果を実践する。」という従来の協議会の方針と



平成五年度の活動方針及び事業計画(案)について藤元副会長から「建築協定制度の有効な活用をはかるため、各運営委員会相互の連携をはかり、情報交換を行うとともに法令等の研究会の開催や広報活動等共通する諸問題を調査・研究し、その成果を実践する。」という従来の協議会の方針と

平成五年度の活動方針及び事業計画(案)について藤元副会長から「建築協定制度の有効な活用をはかるため、各運営委員会相互の連携をはかり、情報交換を行うとともに法令等の研究会の開催や広報活動等共通する諸問題を調査・研究し、その成果を実践する。」という従来の協議会の方針と

平成五年度の活動方針及び事業計画(案)について藤元副会長から「建築協定制度の有効な活用をはかるため、各運営委員会相互の連携をはかり、情報交換を行うとともに法令等の研究会の開催や広報活動等共通する諸問題を調査・研究し、その成果を実践する。」という従来の協議会の方針と

- 役員選出
●平成五年度予算
●支出
●収入

「建築協定の手引き」を作成(各地区建築協定運営委員会へ配布)
●役員会 八回開催
●その他

住みよいの街は
運営委員長研修会開催
建築協定運営委員長研修会
規定と集団規定・建築協定地区計画・都市計画法及び建築基準法の改正等の解説がありました。

が、閉会後も数地区から質問やご要望をうけ、各協定地区で、日々、運営委員の方が苦労されている様子がかがえると同時に運営委員会の活動がいかに重要であるかが痛感されました。



「建築協定の手引き」を作成(各地区建築協定運営委員会へ配布)
●役員会 八回開催
●その他

- 役員選出
●平成五年度予算
●支出
●収入

横浜市・大阪府建築協定(地区)連絡協議会が来神

横浜市建築協定連絡協議会
の竹内会長、鈴木副会長、北
川幹事と事務局から二名の方
々が去る六月二十四日に当協
議会との交流のため、神戸市
を訪問されました。



これは、横浜市建築協定連
絡協議会が他都市の連絡協
会との交流をその活動方針の
一つにあげられ、昨年度は、
京都市を訪問され、本年度に
神戸の連絡協議会との交流を
計画されたからです。

横浜市建築協定の歴史は
古く、昭和三十一年には第一
号の認可地区が誕生し、現在
の認可地区数は、二百を超え
ているそうです。

また、連絡協議会の設立も
今年で、十年を迎えられるそ
うです。

当日は、当協議会からは、
大山会長、向井副会長、松尾
会計が出席し、午後一時に神
戸市役所の会議室でお会いし
ました。

事務局から神戸市内の建築
協定の運営についての説明をし
ました。

区連絡協議会の林会長をはじめ
役員、会員、事務局の方々
約五十名がバスで神戸市役所
を経由して、見学の協定
地区である星和台地区へ午前
十一時過ぎに到着されました。
大山会長から星和台地区の
建築協定の内容や運営方法等
について説明があり、その後
バスで地区内を見学しながら
とりの「しあわせの村」へ
移動しました。

「しあわせの村」で昼食の
後、大阪府建築協定地区連絡
協議会と当連絡協議会の役員
間の意見交換の場が持たれま
した。

林、大山両会長のあいさつ
の後、全員が自己紹介をし、
大山会長から当協議会の「発
達」の経緯や協定の意義など
の話を聞いた。協定の意義と
協定の運営について説明
しました。

「しあわせの村」で昼食の
後、大阪府建築協定地区連絡
協議会と当連絡協議会の役員
間の意見交換の場が持たれま
した。

林、大山両会長のあいさつ
の後、全員が自己紹介をし、
大山会長から当協議会の「発
達」の経緯や協定の意義など
の話を聞いた。協定の意義と
協定の運営について説明
しました。

建物を新築・増築・改築するときには 運営委員会と事前協議しましょう！

このほか個別の問題につい
て、種々質問等があり、予
定時間を超えて活発に議論さ
れました。

今後も、機会ある度に交流
を深めたいと思います。

建築協定地区あんない

(ガーデンハウス
西神春日台第二)

ガーデンハウス西神春日台
第二建築協定地区は、神戸市
が新住宅市街地開発法に基づ
き計画的に開発した西神ニ
ータウンにあります。

市営地下鉄西神中央駅から
直線距離で西約一、七〇〇メ
ートルに位置する西神春日台
九丁目一角にある建築協定
地区です。



協定は、住宅・都市整備公
団が建物付分譲地として販売
するにあたって、分譲後も戸
建て専用住宅地としての快適
で良好な住環境をまもるため
に、当初から一人協定として
認可を受けていました。

協定の内容は、敷地は再
分割してはならない。・建築
物の用途は、戸建て個人専用
住宅とする。・建築物、門等
の色彩及び形態は、周囲の環
境に調和し、かつ、良好な住
宅地にふさわしいものとする。
・建築物の外壁又はこれに代
わる柱の面から道路境界線及
び隣地境界線までの距離は、
一メートル以上とする。
という規定になっています。

役員会報告

●第六回役員会
●第七回役員会
●第八回役員会
●第九回役員会

- 活動方針(案)及び事業
計画(案)、予算(案)
総会資料等協議、決定
- 建築物・建築設備
建築基準法で次のとお
り定義されています。
- 建築物
土地に定着する工作物
のうち、屋根及び柱若し
くは壁を有するもの(こ
れに類する構造のもの
を含む。)、これに附属す
る門若しくはへい、観覧
のための工作物又は地下
若しくは高架の工作物内
に設ける事務所、店舗、
興行場、倉庫その他これ
らに類する施設(鉄道及
び軌道の線路敷地内の運
転保安に関する施設並び
に隣線橋、プラットホー
ムの上家、貯蔵槽その他
これらに類する施設を除
く。)、をいい、建築設備
を含むものとする。

建築協定問・答

(質問) 北区 A雄
私たちの地区の建築協定書
は、運営委員会の組織や役割
についても規定しており、こ
れに基づいて委員長一名、委
員二名で運営しています。
ところが、当地区は、最も
新しいブロック(区画)でも
入居後、数年を経過しています
で、ここ一年の間に増築や改
築をする住人が徐々に増えて
きています。
我々三名の運営委員もそれ
ぞれ職業をもっており、その
で、今後このように増築改築
が増え、建築協定に
係る事前協議の審査が十分に
行えないのではないかと心配
しています。
については、当地区の建築協
定書の運営委員会に関する規
定を協定者の賛成を得て変更
し、委員の数を増やして対応
したいと考えていますが、こ

(質問) 西区 C夫
私は、現在、建築協定の運
営委員長の任に就いていますが、こ
れによりまして、当協議
会主催の運営委員長研修会、
地区間交流会については協
議 議

(質問) 西区 C夫
私は、現在、建築協定の運
営委員長の任に就いていますが、こ
れによりまして、当協議
会主催の運営委員長研修会、
地区間交流会については協
議 議

「あとかぎ」
本紙を皆様のものにして
いただくため、ご意見や
希望があれば、お知らせく
ださい。

また、ご投稿もおねがい
します。

建築協定について、ご質
問等があれば、遠慮なく役
員や、事務局までお問い合
わせください。

